

## 第五十五回 参議院大蔵委員会会議録第八号

昭和四十二年五月十六日(火曜日)

午前十一時六分開会

## 委員の異動

五月十六日

委員西川甚五郎君は逝去された。

出席者は左のとおり。

## 委員長

## 理事

竹中 恒夫君

青柳 秀夫君

藤田 光教君

柴谷 正明君

中尾 卓義君

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

大谷 錠雄君

小林 章君

徳永 庄為君

日高 木村脩八郎君

田中寿美子君

戸田 菊雄君

野溝 勝君

山本伊三郎君

二宮 文造君

須藤 五郎君

國務大臣

## 國務大臣

大藏大臣

## 政府委員

局長 経済企画庁調整

大蔵政務次官

米田 正文君

大蔵省主計局次

岩尾 一君

長

大蔵省主計局次

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

自治省財政局長

事務局側

常任委員会専門

坂入長太郎君

相沢 英之君

塩崎 潤君

細見 卓君

柏木 雄介君

澄田 智君

道一君

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、租税及び金融等に関する調査中、当面の租税及び財政金融に関する件を議題といたします。

○木村脩八郎君 大蔵大臣に、まず国債の償還計画についてお伺いしたいのです。

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。それで、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、質疑はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(竹中恒夫君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(竹中恒夫君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。それは、これより採決に入ります。所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律案を提出します。

○資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○財政金融に関する件

○出

○通関業法案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員長(竹中恒夫君) 本委員会委員西川甚五郎君は、本日、東大付属

この際、皆さまにお知らせいたします。

○委員長(竹中恒夫君) 本院規則第七十二条により議長に提出する

ながれ、本院規則第七十二条により議長に提出するべき報告書の作成につきましては、これを委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ございま

せんか。

○委員長(竹中恒夫君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(竹中恒夫君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出しなければならない義務を課しているところの国債償還計画表、こういうものも出していい

いんです。したがって、明らかに政府は財政法に違反しているんです。

○委員長(竹中恒夫君) この問題については、昭和四十一年の公債発行

の際に私も予算委員会で質疑いたしました。また、今国会におきましても、衆議院、参議院両院の予算委員会で社会党の代表が質疑いたしました。しかし、それを通じて政府はあくまでも、財政法に違反していないと、そうして財政法四条二項ではなるほど銘柄別の償還計画を出せと規定しているが、その銘柄別償還計画とは昭和四十二年度一般会計予算書、この中に政府はこれを明らかにしているんだと。それで、この一枚の計画表というものを出してはいる。これをもって財政法四条二項に言うところの償還計画であると説明しているわけなんですね。したがつて、財政法に違反していないと、こう言つてはいるわけです。

それから、財政法二十八条では、御承知のように、やはり償還計画表を出すことになつていて、す。これも銘柄別でなければならぬわけです。こういうものは償還計画とは言えないわけですね。これまで衆参両院ずっと論議をしてまいりましたし、また四十一年度の公債発行についても私は質疑いたしましたが、政府は、この一枚を四十二年度に発行を予定する公債の償還計画表と称しているが、これは期限が来れば償還するというそういう表にすぎないんです。これは七カ年の期限なら、八千億の公債発行をして七年後に八千億償還するというにすぎないわけです。こんなものは償還計画じやないですよ。それを償還計画と称して、それをいままでずっと答弁して、財政法違反じゃないと、こう言ってきたんでしょう。もしわれわれがこれを認めてしまふと、政府のこういう解釈が定着してしまふわけです。そして毎年毎年これからかなり長期にわたって公債発行をされる場合、財政法四条二項に言う償還計画といふものを実際は政府が出さないで、償還計画と称するものを出して、事実は償還計画ではないものを出して、財政法違反ではないと、こう政府が押し通しますと、どうしてこの際償還計画といふもの

を政府は出す義務があるんです。これを出さなければ財政法違反であるということをここで明らかにする必要がある私はあると思う。これは国会としても義務がある。そんないからかんな、政府は期限が来たら公債を償還すると言うが、この財源の措置の何の裏づけもない表が償還計画と言えますか。

政府の公社法の中における償還計画というものの、特別会計法における償還計画というのも解釈は同じで、償還財源の計画表ではないのだということと、今日までずっとやってきたのが実情でございまして、いま突如この問題が起つたわけではございませんので、したがって、私どもは従来の解釈によるし、また財政制度調査会で検討してもらつたこの解釈をもつて財政法四条の償還計画、こうするより事実上はもうしかたがないものであつて、またそれで足りるんじやないかというふうに私は考えております。

と思うんです。これを規定したことは、予算審議の参考になると言うけれども、こんなもの参考になりますか。期限が来たら返すのはあたりまえじゃないですか。会社が普通借金をする場合、この償還計画を立てる場合に、そのときに、これをまた借りかえるのか、あるいは現金で償還するのか、半分借りかえ半分現金で償還するのか、そして期限が来たときに、この借金を返すときのその会社の資金状況がどうなるか、こういうことを明らかにすることによって、その会社の経理が健全であるかどうかということがわかるんですよ。政府が公債発行する場合、しかも、今後はかなり長期にわたってこの公債発行をするんですから、この期限が来たときに、一体それを借りかえるのか、あるいは現金で全部償還するのか、あるいは半分借りかえて半分現金で償還するのか、そういう計画を示すことによって、初めて期限が来たときの政府の財政のポジションですね、経理の状況が明らかになるんでしよう。そのために、いわゆる償還財源の裏づけのある計画を銘柄別に出すということですよ。それは不可能なわけはないですよ。われわれこれをつくってみましたけれども、こういうようにつくればできるのです。こういうものを政府が出すべきなんです。それがなぜできませんか。できない、できないと言ふが、技術的にござりません。

○**木村福八郎君** そんなあいまいなものではない  
大臣は、何のためにこうした候選議題についてき  
びしい規定をしているか、その理由はどういうと  
ころにあるかということを、これを私は明らかに  
していただきたい。

○**国務大臣(水田三喜男君)** やっぱり年度別の償  
還予定額を明示するということは、予算審議の重  
要な参考になるということですございまして、先ほ  
どの調査会でも、この項目をそれなら削除するか  
どうかという議論も出ましたが、やはりこれが予  
算審議の重要な参考になるものである以上、これ  
は置くべきであるという結論になつたのですが、  
予算審議の参考には十分私はあるものだと考えて  
おります。

と思つて、これを規定したことは、予算審議の参考になると言ふけれども、こんなもの参考になりますか。期限が来たら返すのはあたりまえじゃないですか。会社が普通借金をする場合、この償還計画を立てる場合に、そのときに、「これをまた借りかえるのか、あるいは現金で償還するのか、半分借りかえ半分現金で償還するのか、そして期限が来たときに、この借金を返すときのその会社の資金状況がどうなるか、こういうことを明らかにすることによって、その会社の経理が健全であるかどうかということがわかるんですよ。政府が公債発行する場合、しかも、今後はかなり長期にわたってこの公債発行をするんですから、この期限が来たときに、一体それを借りかえるのか、あるいは現金で全部償還するのか、あるいは半分借りかえて半分現金で償還するのか、そういう計画を示すことによって、初めて期限が来たときの政府の財政のポジションですね、経理の状況が明らかになるとしよう。のために、いわゆる償還財源の裏づけのある計画を銘柄別に出すということですよ。それは不可能なわけはないですよ。われわれこれをつくつてみましたが、こういうようによくつくればできるのです。こういうものを政府が出すべきなんです。それがなぜできないのですか。できない、できないと言うが、技術的にできないわけはないぢやありませんか。

るいは全部現金で償還するのか、これによつて財政上に大きな影響が来るわけです。これを明らかにすることによつて初めて、今後さらに公債をもつと発行していくのか、あるいは公債発行をもつと減らさなきやいけないのか、そういう判定がつくわけです。ですから、償還財源の裏づけのない償還計画を幾ら出してみたところで——政府の公債発行によつて今後の日本の財政事情がどうなるかという、政府のポジションといふですか、そういうものが明らかにならなきやならないわけですよ。そのための償還計画ですよ。そうでしょう。だから、償還計画は、公債発行し、毎年発行していく、それを償還するときに、政府の財政事情が一体どうなるか、そういうことを考えながら、これは毎年均分の償還をしていくのか、あるいは途中で買ひ入れ償還するのか、借りかえをするのか、いろいろやり方はありますよ。しかし、それが大切なんですよ。借りかえか、現金で償還するのか、半分借りかえるのか、あるいは買ひ入れ償還するのか、それが重要な点であつて、それがあいまいで、どうして今後公債発行によつて日本の財政がどうなると判定できますか。できないじゃありませんか。

償還計画の目的は、いま私が申し上げましたように、この償還の時点において政府の財政事情がどうなるかということを明らかにするために償還計画を出すんでしょう。そうでしょう。計画を出したからといって、そのまま何でもやらなきやならないものじゃないですよ。そのときの事情によつて、借りかえなきやならぬ場合もあるでしょ、あるいは全部現金償還する必要もあるでしょ。しかし、一応計画を出せということを財政法書いてあるのに、なぜ出さないんですか。明らかに財政法違反じやありませんか。

大蔵大臣はさつき、財政制度調査会でこの規定を削つたらしいじやないかといふ議論もあつたと規定があれば、私が申し上げたような、償還財源の裏づけのある償還計画を出さなきやならないと

いうのが財政法第四条の規定であり、財政法二十八条の規定なんですよ。そうじゃありませんか。ただ年度別の償還予定表を出せば予算審議の参考になるのでこれを出していると、そんなものじゃありません。大臣、よく事務当局にお聞きになつてみたらい。四条二項、これを制定したときの事情、それから、二十八条の中になぜ公債の償還計画を国会に出さなきやならぬと義務づけたか、それは借りかえるのか、現金償還するのか、財源の何ら裏づけのないこんなものを出すことが償還計画であるはずがないですよ。これがあいまいで、それを借りかえるのか、現金償還するのか、赤字を埋めるための公債発行ではないと政府が言つてゐるわけです。いわゆる社会開発の財源として、かなり長期にわたつて政府は巨額の公債をこれから発行するんですから、その場合、償還計画といふものをはつきりさせないで、それではおかぶりしてこれをしのいでいくということは許されません。われわれ国會議員としても、そんなことを認めたんでは国民に対して相すまないし、われわれの義務を怠るものですよ。また、もしわわれわれがこのままおばかりして、政府のこゝんな解釈を認めて、これまでこの国会を終わつてしまふとしたら、一体野党の議員は何をやつてゐるのか、めくらじやないかと批判されてもいたしかたないです。ですから、私はあくまでもこれは明らかにしなきやなりません。

大蔵大臣、財政法四条二項と二十八条で、公債償還計画、年度別の銘柄別の計画を出さなきやないんでしょ。大蔵大臣の言われたような理由では、これは薄弱でありますよ。

## ○國務大臣(水田三喜男君)

もし年度別の償還予定額を出すだけで国会審議の参考になると、

八条の規定なんですよ。そうじゃありませんか。

ただ年度別の償還予定表を示せなんてことは、財政

度ならやめてもいいじゃないかといふ議論があつたということを申しましたが、もしこれが木村さんのおっしゃるような償還の財源計画を求めるものだということでありましたら、これは事実上不可能だと。することはできますが、意味がないと

いうことを調査会も認めたからのことです。さいま

して、つくりうと思えばこの償還計画はいろいろ資料もありますよ。あるのです。償還計画といふものは、ただこんな、期限が来たら償還しますと。それで、それを借りかえるのか、現金償還するのか、財源の何ら裏づけのないこんなものを出すことが償還計画であるはずがないですよ。これをあいまいで通してしのごうとするから、われわれはあくまでこれを追及しなきやならぬと思ってゐるんです。それは今後の公債政策にとって非常に重要ですよ。

今までの単なる不況対策としての公債発行ではない、赤字を埋めるための公債発行ではないと政府が言つてゐるわけです。いわゆる社会開発の財源として、かなり長期にわたつて政府は巨額の公債をこれから発行するんですから、その場合、償還計画といふものをはつきりさせないで、それではおかぶりしてこれをしのいでいくということは許されません。われわれ国會議員としても、そんなことを認めたんでは国民に対して相すまないし、われわれの義務を怠るものですよ。また、もしわわれわれがこのままおばかりして、政府のこ

のこゝんな解釈を認めて、これまでこの国会を終わつてしまふとしたら、一体野党の議員は何をやつてゐるのか、めくらじやないかと批判されてもいたしかたないです。ですから、私はあくまでもこれは明らかにしなきやなりません。

大蔵大臣、財政法四条二項と二十八条で、公債

償還計画、年度別の銘柄別の計画を出さなきやないんでしょ。大蔵大臣の言われたような理由では、これは薄弱でありますよ。

も、そのときの情勢で、減税しようと増税しよう

と、いろんなことができる。これを全部銘柄別に

予定してこの財源計画を示せなんてことは、財政

度ならやめてもいいじゃないかといふ議論があつた

たということを申しましたが、もしこれが木村さ

んのおっしゃるような償還の財源計画を求めるものだということでありましたら、これは事実上不

可能だと。することはできますが、意味がないと

いうことを調査会も認めたからのことです。さいま

して、つくりうと思えばこの償還計画はいろいろ資料もありますよ。あるのです。償還計画といふものは、ただこんな、期限が来たら償還しますと。それで、それを借りかえるのか、現金償還するのか、財源の何ら裏づけのないこんなものを出すことが償還計画であるはずがないですよ。これをあいまいで通してしのごうとするから、われわれはあくまでこれを追及しなきやならぬと思ってゐるんです。それは今後の公債政策にとって非常に重要ですよ。

今までの単なる不況対策としての公債発行ではない、赤字を埋めるための公債発行ではないと政府が言つてゐるわけです。いわゆる社会開発の財源として、かなり長期にわたつて政府は巨額の公債をこれから発行するんですから、その場合、償還計画といふものをはつきりさせないで、それではおかぶりしてこれをしのいでいくということは許されません。われわれ国會議員としても、そんなことを認めたんでは国民に対して相すまないし、われわれの義務を怠るものですよ。また、もしわわれわれがこのままおばかりして、政府のこ

のこゝんな解釈を認めて、これまでこの国会を終わつてしまふとしたら、一体野党の議員は何をやつてゐるのか、めくらじやないかと批判されてもいたしかたないです。ですから、私はあくまでもこれは明らかにしなきやなりません。

大蔵大臣、財政法四条二項と二十八条で、公債

償還計画、年度別の銘柄別の計画を出さなきやないんでしょ。大蔵大臣の言われたような理由では、これは薄弱でありますよ。

三

やはり償還の計画といふものは、どういう方法で償還するかというその方法を示さないで、償還計画とは言えないですよ。そうでしょう。それは借錢りかえという方法もある、現金償還もある、あるいは買入償還もある。そういうときにはあらかじめお金貸してくれる人に、期限が来たらまた借錢りかえさせていただきたい、あるいはそのとき半分現金で返します、半分そのかわりまた借錢りかえさせてください、あるいは全部償還——たとえば私は毎月これだけ積み立てて、つまり減債基金みたいにこれだけ積み立てて、期限が来たら全部償還します。こういう条件、方法を明らかにして、それで借錢するのがあたりまえでしょう。国の財政だって同じです。そういうための規定なんです。何か財政法を政府の都合のいいように解釈して、そうして公債発行を容易にしていく。償還計画を財源の裏づけをしたら窮屈でしょう。これは公債を窮屈にするための規定なんです。政府を縛る規定なんです。それを縛られたくないから、期限が来たら返します、こんな表で、償還計画なんかいうことで国会をしまかうとしたって、できません。しろうとはしまかすことはできるかも知れません。よく冷静に考えてみれば、こんなおかしいものはない。だれも承認していないですよ。政府はこれが償還計画だといつてはいるが、もし財政制度調査会でこういうものが償還計画だと言った学者があつたとしたら、その学者の良心を疑いたいです。御用学者だと言いたいです。これは財政法の解釈はいろいろありますよ、いままで言つた学習者があつたとしたら、その学習者の良心を疑いたいです。御用学者だと言いたいです。この大体政府は四十年度の赤字公債については借錢りかえしないというのでしよう。それは前にお約束しましたが、借錢りかえしない、ますこの点をもう一度私はこの際確認しておきたいです。期限が来たとき、四十年度の赤字公債は借錢りかえしないので

ですね。前に言わされました。だから、そうすれば、借りかえしないで済ませる方法もあろうと思ひます。借りかえしなくとも、これは全部現金払いしてよろしい、そのときになればそういう償還の方法をとりたいと思っております。

それから、いま木村さんがおっしゃられましたが、借りかえするのか、現金で払うのか、貸したほうはどうするのだというお話をしたが、これは期限が来たら、国はいかなることがあっても償還する資金を何によって求めるかというのが、借りかえによつて求める場合もあるといふことでしょ、償還される人と借りかえる人はまた人が必ず同一人ではございませんから、期限の来た国債の保持者は全部一応決済されるということには変わりございませんで、これは期限が来ても国が払わなかつたり、待つてくれというような性質のものにとっては、相手が國であります以上、そう心配になるはずはないと考えております。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これは借りかえしない。あれは期限が来た場合、そなへんといふことで国会をしまかうとしたって、でも、償還計画などはまだある人が必ずいる。政府はこれが償還計画だといつてはいるが、もし財政制度調査会でこういうものが償還計画だと言つた学者があつたとしたら、その学者の良心を疑いたいです。御用学者だと言いたいです。この大体政府は四十年度の赤字公債については借錢りかえしないというのでしよう。それは前にお約束しましたが、借錢りかえしない、ますこの点をもう一度私はこの際確認しておきたいです。期限が来たとき、四十年度の赤字公債は借錢りかえしないので

四十年度発行債の場合、この償還計画を試算してつくつてみたわけです。そうすると、これは予算計上額は二千五百九十億ですが、発行額は二千億ですね。償還期限は昭和四十七年。この償還計画といふものをつくる場合は、二千億の〇・一四四で計算するとした場合、そうすると運用利益が四十年のもの期限が来たときに、二千十二億積み立てられますから、これを現金で償還できますね、一千十二億ということがあります。そうしますと、こういう減債基金の積み立てをやれば、四十年のもの期限が来たときに、二千十二億積み立てされますから、これを現金で償還できますね、一千十二億余るわけですけれども、こういうのが償還計画といふのじゃないですか。期限が来たらそれを償還するというだけでは、これは予定でありますから、これが償還計画じゃありません。だから、政府がもし借りかえしないというならば、減債基金は、〇・一四四で積み立てていくと、そうするとちょうど四十七年に二千億返済できるだけの金が蓄積されるわけです。減債基金の運用利益を入れると公債費といふのは非常に多くなるのです。なりますね。それは一般会計からそんなに繰り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に對して減債基金の適用をかりににしてみると、それが政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を立てたものがここにあるわけです。大臣、お手元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

立てたものがここにあるわけです。大臣、お手

元にお渡しましたから、これを見ていただきたい

いと思います。

○木村禪八郎君 そうすると、赤字公債は、これ

は借りかえしない。あれは期限が来た場合、そ

うすると公債費といふのは非常に多くなるので

す。なりますね。それは一般会計からそんなに繰

り入れでできますか。とにかくこれら赤字公債に

對して減債基金の適用をかりににしてみると、それ

も政府の今度の減債基金の率ですね、一・六六%

ですか、あれでやつたんでは非常に少過ぎると思

ひますので、われわれはかりに〇・一四四の一

まあ五%はあまり大き過ぎると思うので、一応

○・一四四で償還をしていくと、こういう計算を

&lt;p

債の償還年次表と申しますものは、これはずつと、財政法ができましたときから国会に二十八条の資料として出してあります。これは銘柄別であります。ございませんで、国債全体の償還年次を、それぞれの償還期限に応じまして計算をしたものをお示しいたしております。

ここに言つております償還の計画は、もちろん二十八条の要求資料ではございませんで、四条二項によってわれわれが国会に要求をされておる資料でございますが、その資料につきましては、先ほど申しましたようにいろいろな議論はあるかと思ひますが、とにかく財政制度審議会で一べかと思いますが、とにかく委員の方には当時の立法者もおられますし、そういう方の御意見も聞いてきめようということで、昨年いろいろ御意見を聞いたわけでございますが、その際に償還の計画というのは満期償還であるか、ある場合には年賦償還という区別もございます。そういう区別もあるわけでござりますし、それから従来、先ほど大臣おっしゃいましたように、公社法なりあるいは特別会計等におきます「償還の計画」というのは、償還年次表、償還予定表ということで、ずっとと国会の御審議も願つておりますし、それで解釈が統一いたしておるわけでございますから、したがつて、審議会のほうといたしましても、この償還の計画は、そういう意味で償還の財源計画を示せといふほどの規定ではない。償還の予定額を示せばいいんじゃないか。しかも、それで十分国会の御審議の役に立つというふうに御判断をされ、答申をされたわけでございます。したがつて、その御意見に従いまして、私らもお手元に差し上げております償還計画、それから二十八条に基づきます償還の年次表というもので、法律が期待しておる償還の計画は御提示したつもりでござります。

しかし、先ほど先生の申されましたように、たとえば今度二千億についてのお話がございました

が、こういったような一種の減債基金制度によって、そのときに一挙に一千億を一般会計から入れるのはたいへんだろう、したがって、いまから毎年これぐらい積み立てておいて、そのときに払えばいいじゃないかというような考え方、そういうふた考え方を政府としてはやはり御説明したほうがいいんではないか。そこで、その計画表の下にある程度、どういうやり方で返すかということについての備考を書いております。書いておりますが、それをさらに詳しく政府としては国債についての、先ほど御心配になりました将来の経済との関係もございますので、どういう考え方でこれを返していくのかということについては、公債償還の方考え方、これを三月の二十日ころでございましたか、衆議院、参議院にそれぞれ考え方をお配りいたしておるはずでございます。それによつてどういうつもりで政府が償還していくのかという考え方をおわかり願えるかと思います。

書いたって、それによって、じゃ公債発行して、それが償還を次々と銘柄別にしたときの財政との関係が具体的にわからぬのですよ。償還計画というのはそういうときの財政のポジションというんですか、事情を明らかにするための償還計画なんですから、ただ三本立てでございますと、一つは減債基金があります、もう一つは一般会計から繰り入れがあります、剩余金二分の一繰り入れがあります。そういう方法がありますけれども、その方法をどういうふうに具体的に適用するかというのが、これが償還計画なんです。そうでしょう。それは三つの方法がありますよ、考え方には、そんなものは償還計画じゃありませんよ。それはわれわれに出された資料なんですね。先ほど国会の審議に十分役立つていると言われましたが、それは政府がかつてに言つたって、われわれはあくまでもそれじゃいけないというので今まで主張してきたわけですよ。これは十分な参考にならぬのです。

なぜ私はこんなに強調するかというと、これら巨額の公債がかなり長期にわたつて発行されることになつてきているんです。今までの赤字公債で済む、あるいは四十一年度の不況対策のための公債発行でこれは終わつてしまふならば、私はそんなにやかましく言わなくていいんじゃないかと思います。しかし、これが長期にわたつて今後公債発行される——これもいつころまで公債発行を続けるのか、大蔵大臣に伺いたいんですけども、その見通しもあわせて。そういう場合に、償還財源の裏づけ、償還の方法が明らかにされないで、そしてむやみに公債発行をされたら、国民が心配するのはあたりまえですよ。だからこそ、償還計画というものをここで銘柄別、年次別に示せということになっているんですよ。

それから、特別会計云々と言いますけれども、特別会計では法律によつて別な規定ができるんですね、特別会計というものは。ですから、一般会計の場合と、財政法によつても違いますね。特別会計の場合は、法律によつてかなり一般会計の場合よりは、いろんな一般会計に規定されたことと

違った規定ができるようなたでまえになつてゐる  
んです。特別会計は、御存じでしよう。ですか  
ら、特別会計はそういう法律によつて一般会計と  
別の規定ができるからといって、それをすぐにな  
んつくることはよくないと思つてゐるんですけど  
ども。

先ほど岩尾さんいろいろ説明されました、そ  
れは政府としてはそつしたいわけですよ。そのほ  
うが都合がいいんですよ。ところが、それではい  
けないというのが財政法なんです。われわれは財  
政法を守らなければいけない。われわれが守らな  
ければだれが守りますか。政府はいかにも三つの  
方法によつて償還できるのだから、信用してくれ  
ということなんでしょう。しかし、剩余金は、規  
定はありますけれども、これから公債発行しなけ  
ればならぬような財政状況でその剩余金なんか期  
待できない。そこで、それから、一般会計  
から入れるというのは、公債発行しなければなら  
ないような状況で一般会計からそうたくさん償還  
財源が出せますか。そういう危惧があるからこそ、  
償還方法というなら償還の財源の裏づけのあ  
る償還計画を出せといふことなんですよ。くどい  
ようですがれども、こういう償還方法というもの  
があるんですから、これは四十年度に限つて言つ  
ているんですけども。こういうことのできる償  
還計画を出される意思があるのか、ないのか。な  
漫然とやたらに出すわけじゃございませんで、建  
設公債に限る、公共事業への投資に限るというふ  
うに限定されておりますので、したがつて、公債を出  
すかということでございますが、結局公債はただ  
漫然とやたらに出すわけじゃございませんで、建  
設公債に限る、公共事業への投資に限るというこ  
とになるとしますというと、これは長い間国民経

济に寄与する資産になるんですから、長い間かかるって国民がこれを返済すればいい、国民の負担で返済すればいいということになりますので、したがつて、建設公債に限るということにしました。以上は、それに対する減債制度として百分の一・六の積み立てをするということは、きわめて妥当であろうと考へています。したがつて、こういう減債制度をつくったわけですが、いま木村さんのおっしゃられるように、特殊な事情で国の財政資金が不足したから、それに対処するために借金をするのだということは、これはやはり前の大臣が答えたように、全部満期現金償還をすると言つたそうですが、これは国民の資産になつていらないものですから、七年の期限なら七年目に全部払うことを考えておかなければならぬということから見たら、単純にいつたら七分の一づつ毎年積んでおけばいいということをございまして、こういう特殊な公債について、いま言つたような償還計画、償還のめどを立てておくということは、これは可能であろうかと思ひます。

しかし、それといえども、じゃそのとおりにいふかといいましたら、そうじゃなくて、かりに七年という期限ではあるのだが、今年相当税収があるようだから、千億円ぐらゐ基金のほうへ一般会計から積んでおこうという方針を政府が立てるならば、それで半分は償還資金を積んでおけるということになりますが、そういうことをする必要はない。七年間の処理を私ども考えればいいので、それよりもことはやはりまだ所得税一千億減税する時期だということによって所得税の減税を急いで、そうして特に余力をつくつてこゝへ積まなくとも、これは財政運営としてはいいことにして、七分の一に割つてやるという計画をつくるのは簡単ですが、現実にそのとおりにいく必要はないので、その年の政府の政策、経済事情によつての問題は、これだけで償還のめどを立てるることは

いに簡単なケースでできるのじゃないかと言わいたら、これはわりあいに大きい公債でございますので、これについての減債制度ということを考えますと、これをここにあるように一割ずつ、一割四分も一年に積むのだということでは、これはもう公債発行する意味もないし、財政を拘束する、これはたいへんなことだ、こういうことはできない。

なぜかといったら、五十年、百年の間効力を發揮する、効用を発揮する資産をつくるのに、その年の税でやることは無理だと思う。やはり国民の蓄積を活用してこの効用発揮の期間に対応する処置をとることのほうが正しいということで、公債政策は認もそういう意味からされておるのでござりますから、公債政策をとつていながら資金をこんな大きい積み方をするということは事実上あり得ないことであって、もとの日本のあれを見ましても、一万名の百十六ですから、今までとておった日本の減債制度を見ても八十年の積み立てという計算になつていまして、今度私どもの政府のとつた一・六というのは、そういう意味から過去の日本の減債制度よりは非常に強化した年率だということになろうと思いますが、それでもなかなかこれは私はたいへんなことで、やはり財政が拘束される。拘束されるところにまた公債を無制限に発行できない、政府自身が縛られる問題がありまして、そういう意味からも、やはり減債制度は必要だと考えますが、もしそうだとしますといふと、この公債を六十年も八十年も効用を發揮して資産をつくるのでござりますから、その後の償還期限に銘柄別に、これはこういう財源をもつて充てるのだ、これはこういう財源をもつて充てるのだという、いわゆる財源の償還計画というものはできるものではない。できても、そのとおりに全部いくものではないので、ほとんど事実は無意味だということですから、結局財政法でいう償還計画というのは何かというと、そういう

ものを求めたのではないといつてこの償還計画を解釈するよりほかしたがないだらうと思ひます。

そういう解釈は間違いだと、財源計画だとおっしゃられるのでしたら、財源計画というものがで生きるのかといつたら、私はできないと思ひます。かつこうをつくって推定でこしらえることは簡単ですが、こしらえるだけであつて、全部毎年そのとおりいくものは一つもないことだつたら、無意味である。それで、この事情を十分にいろいろ検討して財政調査会のみんな専門家の人たちが、一応こういう解釈を答申してきたのですから、やはり現実問題としては、この答申に従つて処理するよりほかしたがないと私は考えております。

○木村禎八郎君 財政調査会の答申だって、政府が裏で指導して、こういう答申をしてくれといふので答申していると私は思うのですよ。権威は認めませんよ。合理的でありませんし、第一。

それから、大蔵大臣、もう一つ質問する前に、昭和四十七年度の公債費がどのくらいになる予定ですか、推定で言ってみてください。公債費はどのくらいになりますか、四十七年度は。

○國務大臣(水田三喜男君) これはまだ推定しております。

○木村禎八郎君 いまの調子でどのくらいになるか、大体推定つくでしよう。四、五千億になりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、初年度の公債も発行額をやりましたし、本年度においてもこの財政の運営のやり方によつて額はどうなるかわかりませんし、来年度の公債発行となりますといふと、このいわゆる依存度の問題からも相当私どもは考えなければならぬと思いますので、正直な話、来年度の国債の予定額もいまのところわからないという状態でござりますので、とも昭和四十七年度現在の公債発行額はどのくらいになるか、累積はどうくらいになるかといふことも、これはいまのところわかりません。

四千億になるとしても、そのときに、四十年車の赤字公債を現金償還するというのでしょうか。そう言っているでしよう。そんな財源がありますか。加えたら、六千億、七千億ぐらいになっちゃうでしよう。だから、どうしたっていまから積み立てておくか、そのとき借りかえでもしなきゃならぬ。借りかえすれば赤字公債で、これは特例法を設けなければ借りかえできないですよ。そうでしょう、赤字公債の借りかえだから。赤字公債は特例法やめちゃつていいのでしよう。だから、財政法違反ですよ。借りかえやれば、それじゃ特例法をまた設けてやるか。そうなれば違反とは言えなかつかもしませんけれども、そういうふたなりで借りかえということは、また再び赤字公債を発行する。ところが、それは特例法も——財政法に政府が違反しているのですから、そなならないためには、こういうふうにやはり償還計画立てて、そうして減債基金を積み立てていかなければならぬわけですね、実際に。こういうことが償還計画というのですよ。

六十三年後に二千五十二億残るわけです。これを一般会計で全額償還するのかしないのか、これは問題だと、こういう償還計画が一つあるのですね。第二の方式では、償還資金を全額運用して、償還は借りかえで行なう。そうすると、三十年後に償還資金の積み立て額は公債額をこえることになるわけですね。そういう方法をとるのか、あるいはこの償還期に一部償還して一部借りかえの方法をとるかですね。折衷方式があるわけですか、三つあるわけですが、折衷方式をとる場合、六十三年間に返済するとすれば、ここに書いてあるような計画表が出てくるわけです。これが償還計画といふものなんですよ。

こういうものが償還計画であって、単に期限が来たらそれを償還するというのが償還計画じゃありません。こういうものを出せといふんです。また、財政法ではこういうものを出すことを規定しているんです。そこで政府は、こういうものを実際問題として出すことが困難だといふならば、財政法を変えるか、改正するか——改正しなければ出さなきゃならないんです。どっちかなんですよ。それを政府が強弁して、こういうような期限が来たら公債を返すという、そういう方法も何も示されておらないこんなものを出して償還計画表と言うから、われわれはどうしても承服できません。しかし、こういうものをつくったんでは政府が将来の財政計画に支障がくる。これに縛られてしまうから困るといふことが出せない理由であります。やろうと思えばできるじやないですか。

このとおりに実行しようとすれば、政府の意思に大体先生のおっしゃるような気持ちはつくれますが、しかし、これがはつきり政府の態度である。計画であるというふうに言うことはできない。これはまあ長期の財政計画、財政収支について、世界各国ともいろいろそういうもの

言つてゐるけれども、何が不可能ですか。できるじゃありませんか。われわれ野党のしらうとの計算でもできるんですよ。だから、政府がこんなものをしてしまつたことは、これはかえって誤解を招くのです。出せないなら財政法改正しなさいよ。財政

法改正しないで、そうしてこれでこまかそうとすることは、これは許されないです。財政法違反ですか。不可能不可能といったて、不可能じやありません、できるんですから。どうですか、どっちを選ばなきゃならないんです。その点、いかがですか。

○政府委員(岩尾一君) いろいろ御議論ございました。しかし大体まあ論点ははつきりしてきたわ

けでございますが、財政法に言つております償還の計画といふものが、先生の申されますように具

体的な財源計画までを要求しておる規定であるか

どうかということが一点。この点につきましては、先ほど来お話しいたしておりますように、先

ほど特会法のお話がございましたけれども、特会

法でもちろんいろんな規定ができるわけでございますが、しかし、特会法に書いてある償還の計画

といふものは、やはりこういう償還の予定額といふのが入ってくるということで、かなり複雑と申し

ますか、お役に立つような表にもなるのではないか。そういう意味で償還の計画表としては現在御

提出しているものでいい。しかし、先ほどお話を

ありましたような考え方について非常に先生も御

心配になつておりますので、その点は文書にいたしましてお配りいたしまして、審議の御参考に

するということにしております。

○木村鶴八郎君 ちょっとミスプリントがあります。その出した資料の、左の数字の上から六

行目、六千七百五十億に〇・〇一六かけてあります。それに六をかけていただきたいのです。六

年間。それが六百四十八億です。この六が落ちてありますので。

この問題についてはこれから毎年やらなければなりませんが、政府は財政法を改正しない以

上、またこういう償還方法なり財源の裏づけのないものしか出してきていない以上は、これはいつ

までも問題になります。私の言いますのは、要是

公債発行によって國の財政状況がどうなるかといふことを判断する資料として出すのですね。とこ

ろが、こういう予定表だけでは、それがどういいう状況になるか、判断ができないのです。だから、償還計画を出したら、そのとおり何でもやらなければならぬということは私は言つていいの

ですよ。そこで、そのときの状況によつていろいろ変化することは認めています。だけれど

も、この時点においてこれを出せば、なるほどこ

ういう財政状況になるのだ、借りかえるか、あるいは現金償還するか、あるいは折衷でいくか。

うでなければこの財政状況を判断する資料にならぬ。そうじやありませんか。そうでしょう。それ

を私は言つてゐるのです。だから、財政法の求めるところはそこなんです。それをばぐらかし

て、こんなお粗末なものをして、国会をしのい



は、それぞれ客観的ないとできてきたことになりますので、それまで全部やる必要はないんじやないかということで、従来からそういう方針で特別会計の補正につきましては——一般会計はこれは歳入歳出両建てで、一べん減らした分で財政をまかなくうということにいたしておりますから、したがつて両方補正をいたしますけれども、それを受け取ります特別会計のほうにおきましては、いま申しましたような国会の議決に反しない範囲に実行できるのであれば、補正をしなくとも済むという状況であるならば、それを補正しなくても二十九条の違反ではないかのように考えております。

○木村禧八郎君 それは旧憲法的考え方です。二十九条がいわゆる修正予算につきましては、これは平井君も解説しておりますが、「財政法逐条解説」

にこういうふうに言つております。これは御存じだと思いますが、「二十九条の修正予算の規定

は、これは全く新しい規定だ。従来、予算成立後に生じた事情に応じて、内閣限りで自由に成立

した予算の範囲で編成替えをして実行したことはしばしばである。これを実行予算と称している。この内閣限りで処理する実行予算の考え方には、予算に対する国会の議決はその支出の限度を国会が承認するものであつて、その金額を支出する義務を内閣に命じたものではないという見解から出ておる。いまの御説明のとおりです。「しきうして、これは国会で政治論として認められたところである。ところが、憲法八十三条は財政を処理する権限を国会の議決に置くことを明らかにしたものだから、当然、予算の実行に関するものが民主的となるわけである。又、一方、国会における予算の増額修正権も認められたのであるから、もし従来のとおり内閣限りで実行予算を編成していくとすれば、国会で増額修正して内閣をして実行せしめようとした政策を内閣限りで実行しないことも可能にな

る。そういう結果になつて実際に不都合なことになりますので、そこで予算成立後従来のような実行予算を編成しなければならないような情勢があるならば、実行予算を作成して国会の議決を求めてから、すなわち、予算自体を変更してから実行しなければならないという問題が起きてくる。これが新憲法の考え方ですよ。財政法の考え方です。

ですから、旧憲法では実行予算のそういう制度があつたのです。ところが、新憲法では実行予算の制度がないのです。だから、修正予算という制度ができたのでそれをすることができるけれども、それができないんです。だ

れども、それをしなければできないんです。だから、政府に修正予算を提出することができると

いう事由を与えたんですよ。できると書いてあるから、どうでもいいというわけじゃないんですよ。

この点の考え方方が違つてゐると思う。だ

れども、大蔵省は、全体として、さつきの財政法

でもそうですね、国債償還についても、こういう問題でも、旧憲法の考え方方が抜け切れないんです

ね。大体旧憲法的なあれを受け継いでいるんですよ。ところが財政法でも受け継いでおりますか

から、どうでもいいものとおもつた場合のよう

に、ほうておいてもとにかく不用に立つてしまふといふものをわざわざ御議決願うところまで

この条文が要求しているか。あるいは先生のおっしゃいましたような増額修正した場合のよう

に、かくこういうふうに使うのだといふやうな御意図で議決された内容のものについては、

その際にはわれわれは必ず補正予算を出したいと考えておりますが、そうでないようなものについ

ては、この条文の規定からいましても、特に補

正する必要はないのじやないかということで、こ

れはすと従来からもそういうような趣旨で扱つ

ておりますが、決して旧憲法の実行予算的な考え方でやつているのじやなくて、その点は特に財政

民主化とすることができるだけ新しい方向で考

えておりますが、いま申しました補正予算について

はそういった理由で私どもはやつてゐるわけですが、どういうふうに處理されたか政府の御意見を

注意すべきだと思ひます。

最後に、これで終りますが、この前決算の中で

純計で間違があるということを指摘いたしました

が、その処理について何らの報告がありません

が、どういうふうに處理されたか政府の御意見を

聞いて、終わります。

○政府委員(岩尾一君) 最初に、いま御質問にな

りました特別会計の補正でございますが、これは

そういう政治的な意図を持つたものは全然ございません。先生も御承知のように、一般会計のは

うはちゃんと減つてゐるのでありますから、したがつて、それを見ればわかるわけです。特に特別

会計だけ補正しなかつたというのは、先ほど申し上げたような理由でございます。

それから、純計につきましては、この前も御答

弁いたしましたように、間違えました点について

は、四十年あるいは四十一年の予算の添付書類について間違えたわけであります。ところが、それ

を発見いたしましたのは予算も終わつたころでござります、八月でございました。予算も通過いた

してあるという状況でございまして、はたしてここで正誤を出すべきかどうかという点に非常に迷つたわけであります。まあどうもチャンスも

ないということで、正誤はどうとう出さないでまつたわけであります。そうしてこの前先生の御

指摘を受けまして、ここではっきり説明をいたしまして、おわびをし、誤りであるということを表

明いたしたわけであります。

やはり財政法で非常に政府を縛つて、窮屈な点がたくさんあるのですが、これは政府は窮屈であるのはある程度しかたがないんですよ、財

政法は窮屈にする法律ですから、それを十分尊重すべきであつて、行政面でいろいろな理屈をつけ

て、そうしてこの財政法の規定に従わないというのと、いろいろあると思います。これはもちろん常に強いものと、それから先ほども申しましたよ

うに、個々の事情によりまして、客観的な事情で

支出しなくてもいい、不用に立つてしまうものと、いろいろあると思います。これはもちろん

から、どうでもいいというわけじゃないんですよ。

いわゆる財政民主化の空洞化とか形骸化がひどくなると思う。そういう点で今後この点について

は、これ以外にもいろいろあるのですが、十分に

われはそういうことを考えておるのであります。これは

それから、その後の四十二年の添付書類をどうしておるか。これは先生の御指摘もござりますので、絶対そういった正誤に該当するような間違いはございません。

そこで、なお議論をもう少し進めますと、検査院と大蔵省との間に純計についての考え方が違うのではないかという御議論がございました。この点は、四十二年に添付いたしました添付書類の中にござましては、できるだけ意見を合わせまして、そしてもちろん考え方があるが、これも先般御説明いたしましたが、検査院のほうはいわゆる国と國以外のものということに限定をいたしまして決算書類の統計をつくつておるわけでございます。われわれのほうは特別会計と一般会計が一つの会計であればどうであるかという考え方で、したがつて年次的に、たとえば剰余金の繰り入れでございますとか、積み立て金の繰り入れでございますとか、あるいは資金からの繰り入れ等、そういういた継の系列による繰り入れは純計上は差し引きをしない。これは検査院のほうはそうではなくて、國が國以外のものに対してもだけの金の出入りがあつたかということを、一般、特別会計を通じて整理をしたいという考え方でございますので、その点は検査院のほうでは控除いたしておるわけござります。これは考え方の相違でござりますので、こ証憑書類が取れませんので、したがつて個々の経費、たとえば役所が切手を郵政省から買いました場合、この場合にほんとういえば政府間のやりとりでございますから、検査院のほうはわかる。はつきりわかつておりますので、それは控除いたしました。ところが、大蔵省のほうではつけた予算の中とだけ切手を買ったのか、電話のほうは幾らなのかなということは、証憑書類がございませんのでわかりません。そういう意味合いで、そういう経費は従来は合わせていなかつたわけでございますが、この点を四十二年度におきましてはできるだけ合わせまして、資料その他の関係で合わない

ものはしかたございませんが、できるだけ合わせていくということで整理をいたしました。

なお、いま申しましたような、ほんとうに予算審議御指摘になりましたよな、ほんとうに予算審議

ものはあつたと思いますが、できるだけ合わさないでござります。

○木村禎八郎君 その理由がわからないのですか、それが、どういうわけでいけないのでですか。

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開いています。

まず、資産再評価法の一部を改正する法律案について、政府から提案理由の説明を聴取いたします。米田大蔵政務次官。

ばかりまして、こういう規定をつくりましたときにおきましては、できるだけ意見を合わせまして、そしてもちろん考え方があるが、これも先般御説明いたしましたが、検査院のほうはいわゆる国と國以外のものが非常にふえておりますし、地方会計の内容も連つておるわけでございますから、全体を含めて予算の参考になるような純計というものはどういふものがよいかということは、今度十分検討して、できるだけ早く結論を出したい、こういうふうに考えております。

○木村禎八郎君 どうして正誤表を出さないのでありますか。何か蔵にしまつてあるのでありますか。何か蔵にしまつてあるのでありますか。何か蔵にしまつてあるのでありますか。

あつたと言つたが、それは私が言つたのは、過去にさかのぼつて財政なりいろいろ研究したり調査する人も、そういう正誤表がはつきりしないと、あらかにしておいたほうがいいんじゃないですか。

○木村禎八郎君 これでやめます。それは私は事柄はそんな大きな問題じゃないんですけれども、この取り扱いについては、はつきりしなければいけないとと思うのです。過去に間違つたこと

ね。そういう点もありますから、やはりそれは、それをどういうわけであそこで事務当局が決めるのが、せつかりそういう正誤表ができるのです。過去に間違つたことを、間違つたままにやつてきたんでしようが、それをどういうわけであそこで事務当局が決めるのが、せつかりそういう正誤表を出した、けしからぬと、もう言いませんから、もうすでに言つたんですから。ですから、それを実際利用する人の便宜のために、はつきりそれを、そのところは間違つていたんだといふう、明らかにするようなことをされる必要がある

んじやないです。そのところなんですがね。

○政府委員(岩尾一君) この点につきましては、それを認められるに至りましたので、この際、強制的資本組み入れも、特定の業種を除き一般的に相

当程度進捗しております。一方、最近においては、強制再評価会社の再評価積み立て金の資本組み入れも、特定の業種を除き一般的に相

法により再評価が強制されおりまます一定規模以上に証憑書類を検査院は非常に取れます。これが、正誤表を出した、けしからぬと、もう言いませんから、もうすでに言つたんですから。ですから、それを実際利用する人の便宜のために、はつきりそれを、そのところは間違つていたんだといふうがいいんじゃないですか。大臣。ひとつはつきりさせてください。

○國務大臣(水田三喜男君) これは国会の委員部

のほうは正誤を早く出したいたいという気持ちでございました。ところが、先生も御存じのように、国会の運営について、まあ国会の事務当局の方にもいろいろと御議論がございまして、いま正誤を出し

以下、この法律案について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、株式会社または有限会社が、昭和四八年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度の終了の日において、なお再評価積み立て金を有している場合には、当該再評価積み立て金を当該

終了の日の翌日において資本準備金に組み入れたものとみなすこととして、再評価積み立て金の最終的な処理をはかることとしております。

○委員長(竹中恒夫君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後三時より再開いたします。それまで休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

第二に、昭和四十三年三月三十一日を含む事業

年度から昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの五年間ににおいては、再評価積み立て金を任意に資本準備金に組み入れることができます。

このほか、以上の措置に関連し、株式会社の再評価積み立て金の資本組入に関する法律を昭和四十八年三月三十日に失効させるとともに、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法及び中小企業の資産再評価の特例に関する法律を廃止する等、所要の規定の整備を行なうこととしたし

○委員長(竹中恒夫君) 引き続いて、補足説明を  
聽取いたします。 加治木証券局長。

○政府委員(加治木俊道君) すでに皆さま十分御  
案内のことだとと思うのでござりますけれども、こ  
の規定あるいは措置の内容がきわめて経理技術的  
な措置、内容になつておりますので、蛇足になる  
かと思いますけれども、簡単にこののような措置の  
とられました趣旨と今日までの経過及び現状、  
をお話し申し上げまして、御審議の御参考に供  
したいと思います。

卷之三

ところが、非常に安易な経営者は、従来の帳簿価額を基準にしてやりたい、こうすれば幾らでももうけが出るわけですから。それから、たとえば再評価したけれども、資本に組み入れますと資金が大きくなりますから、配当する場合にどうしても配当率を下げなければ従来の配当額が維持できまい。そういう意味では、イメージゴーイングをやりたい企業は若干抵抗を感じるわけでございまます。

合に、三十円払い込んで一千円は再評価積み立て金から組み入れるという、抱き合わせ増資といつておりますけれども、そういう便宜な措置を認めさせておったのでござります。したがって、株主にとっては三十円払い込むだけで五十円の株がもたらされた。本来はこの再評価積み立て金の資本への組み入れと、それから増資は増資と、別個の手続でなければならぬのを、一本の手続で便宜そういう増資の措置が認められておったわけでございま

と、数学的に理由づけることは非常に困難でござりますが、再評価積み立て金から、一種の無償交付でございますね。によって、増資の際に、株主が充当しただけより少ない金額を払い込むことによってまあ増資に応じられると。御承知のとおり、大体増資が発表になりますと株価が上がるというような状況でござりますので、こういう措置が株主にとつてもまあ一種の期待権とされておつた。そうすると、この期待権というのは何年間見

この抵抗を排除して、何度もにわたって再評価、大体四回にわたって再評価の機会を与えたわけですが、いざいりますけれども、資本金五千万円以上の会社に対しましては評価を強制させたわけです。少なくとも限度額の八〇%以上は再評価しなくちやならない。その上その再評価に基づいて

す。これを急にやめますと、まあ株主の期待権の侵害になりますし、まあ会社としてはなおしばらくそういう措置を認めてもらって資本の充実などを期したいと、こういう要望もありますので、その拘束つき合わせ増資——資本組み入れの便宜措置でござりますけれども、この規定だけは五年間猶予期間

込んだらいいかということです。ですが、まあいろいろな見方はございましょうが、まあ五年間見ておけば、それで今後は打ち止めになるわけですか。通常の資本準備金からの組み入れはできるわけです。ただし、その場合は、無償分については五十円全額を資本準備金から組み入れることにな

あ終戦直後のものもありますし、戦時中のものありますから、倍率はそれぞれ取得した資産の内容によつて違いますけれども、帳簿価額と時価とが非常に開いておりますので、企業の資本の実質といふものを維持するためには、どうしてもこれを時価に引き直して、その時価を基準としてたとえば償却する。それから、それを償却したものの残で利益があるがった場合に、初めてそれを真実の利益として配当等の社会流出を認める、こういうふうにしませんと、帳簿価額を基準にして利益が出ただけ配当するということにいたしますと、資本の

た償却をやらなくちゃならない。あるいはこの資本を、これを再評価積み立て金という勘定で一時処理したのであります。が、だんだん資本に組み入れさせていったわけでござります。その組み入れ限度のいかんに応じて配当を押える。たとえば初は再評価額の三割以上組み入れてなければ少なとも一割五分以上の配当は認めぬというような措置をとつて、だんだん強化しまして、現在は六〇%以上組み入れてなければ一割をこえる配当を認めない、まあこういうところまで強化してまいったのであります。

を設けて、その期間はいままでのような強制はしないと。まあ抱き合せ増資はできる。それから、資本組み入れもやりたければやつてもよい。あるいは資本準備金への組み入れもやりたければやつてもよい。しかし、最終的には、五年後に残りましたものは全部商法上の資本準備金として措置する。一般原則に返すのでござります。法律体系から全く通常の商法上の体系に返して、それぞれの経営あるいは企業にゆだねる、こういうことでございます。

簡単でございますが、補足いたして説明いたし

年度から昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの五年間ににおいては、再評価積み立て金を任意に資本準備金に組み入れることができます。なお、この期間においては、現行どおり抱き合せ増資による再評価積み立て金の資本組み入れも行ない得ることとしております。

このほか、以上の措置に関連し、株式会社の再評価積み立て金の資本組入に関する法律を昭和四十八年三月三十一日に失効させるとともに、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法及び中小企業の資産再評価の特例に関する法律を廃止しました。

まあこういう措置は、当然企業あるいは企業の経営者がそれだけの措置をとるべき筋合いの

あ終戦直後のものもありますし戦時中のものありますから、倍率はそれぞれ取得した資産の内容によって違いますけれども、帳簿額と時価とが非常に開いておりますので、企業の資本の実質というものを維持するためには、どうしてもこれを時価に引き直して、その時価を基準としてたとえば償却する。それから、それを償却したものの残り利益があがった場合に、初めてそれを真実の利益として配当等の社会流出を認める、こういうふうにしませんと、帳簿額を基準にして利益が出ただけ配当するということにいたしますと、資本の実質的な食いつぶしになるわけでござります。

ところが、もう終戦処理、インフレ処理といいましても、十数年を経過いたしております。その強制再評価の対象となりました会社は約千八百社いたのであります。

を設けて、その期間はいままでのような強制はない。まあ抱き合せ増資はできる。それから、資本組み入れもやりたければやつてもよい。あるいは資本準備金への組み入れもやりたければやつてもよい。しかし、最終的には、五年後に残りましたものは全部商法上の資本準備金として措置する。一般原則に返すのでございます。法律体系から全く通常の商法上の体系に返して、それぞれの経営あるいは企業にゆだねる、こういうことでござります。

簡単でございますが、補足いたして説明いたしました。

○委員長(竹中恒夫君) 通関業法案については、すでに提案理由の説明と補足説明は聽取いたしま

ります。有償増資は別個の増資としてちゃんと五円払つてやることになるわけです。ですから、今までよりは若干形態は変わってきますけれども、その意味で期待権はどの程度見込んだらいいかということで、五年間見ておけば株主の期待にも十分こたえることになるのじゃないかというふうなことでござります。

○藤田正明君 先ほども補足説明で、戦後の二度のインフレで、帳簿価額と時価の開きが非常に大きくなつた、資本の実質的な食いつぶしがそこに行なわれる、これは従来ならば会社が自主的に才覚をしてやるべきものであるけれども、という話がございましたが、今後インフレがあるとは申しませんけれども、しかし、部分的にですね、非常に値上がりするものがあろうかと思うのです。といふことは、土地、特に土地であります、今後の総貢道あるいはいろいろな都市再開発、宅地造成、これらによりまして都市周辺の土地が非常な暴騰を来たすのではないか。そういう際に、やはり資産の再評価というものがやっぱりあり得るのかどうか、土地に対してですね。まあ建物はそれほどのものはないと思いますけれども、会社が非常に低い帳簿価額を持っておつた、そういう土地が急激に値上がりするということは間々あることだと思いますから、今後ともそれはあり得ると思います。そういう場合はどうのような考え方、また指導をされるのか、お伺いしたい。

○政府委員(加治木俊道君) 土地の問題は、インフレ処理といいますか、償却資産でございませんので、この体系の法律の対象としては問題が少しずれると思うのでござります。確かに御指摘のとおり土地は、場所によりますけれども、一般の物価倍率よりは非常に大きい倍率を示しております。これをどういうふうにするか、課税の関係も出てくる問題でござりますけれども、われわれの企業経営の立場からいいますと、これが持つておけで簡単に比較できない、実質的に比較できない

という面があるわけですね。その辺の会社の財産内容を正確に株主あるいは関係人にディスクロー・ジャーするというそういう趣旨からいえば、考えてみる余地がある問題でござりますけれども、この法律が所期しましたインフレ処理というようなそういう問題とは若干違つた問題になるかと思ひます。

○藤田正明君 電力、私鉄が特に資本の組み入れ

が低い、そこらに問題があるのだというような話でございましたが、その理由をもう一度伺いたい。

○政府委員(加治木俊道君) 現在、約五千四百億

ぐらい強制再評価会社の再評価積み立て金が残つておりますが、その六割方が電力と私鉄でござります。電力は三千億以上、私鉄で四、五百億残つておると思います。電力会社は当時再評価しましたときには、資本金が当時の資本金で四百億ぐらいいだつたのですが、おそらく再評価積み立て金総額が四千億をこえるようそういう状況だったと

思います。非常に大きな再評価積み立て金ができるわけです。もちろん、それだけの実質を維持し

てもらわなければならぬわけですね。まあ建物はそれ

を資本に組み入れてもらいたいわけでございま

すが、一方で、必ずしも企業の経営努力だけで、

資本を実質的に拡大するわけですね。それで

に耐えられる、またそれを維持するに足るよう

な体質をみずからつくるということは、必ずしも自

由がきかない公益事業でござりますから、そ

う意味でさつき申しましたように大割以上組み入

れなければ一割をこえる配当は認めぬということ

に、最近の一番きついラインがそこでござります

。これからも強制再評価会社の再評価積み立て金が新資本金に対し一〇%以下になつて

いる、これも強制の対象にしないようになつて

いる。そういう意味で、対資本残存割合と資本

組み入れの割合といつのがあるのでござります

が、おもなる業種だけでよろしくございますか。

○藤田正明君 けつこうです。

○政府委員(加治木俊道君) いずれ詳細は資料で

差し上げたいと思いますが、たとえば建設業が、

資本組み入れ割合が七五・九%で、対資本残存割

合は一・七%、こういうふうになつております。

それから織維は、資本組み入れ割合は六三%組み

入れまして、対資本残存割合は一%、もうすれ

ずれのところまで来ております。それから化学は、

五五%組み入れて、対資本割合は九・七%、それ

から石油は、資本組み入れは三八%組み入れてお

りますが、対資本、新しい資本に対する割合は二・

八%になつております。それから鉄鋼が、もうす

べに組み入れは七一%になつております。それ

から電力が、再評価積み立て金のうち資本に組み入れたのは二一%、非常

に少ないわけですね。資本に対する残存割合はな

く三一%残つていて、こういう状況でござい

ます。それから陸運が、再評価積み立て金のうち

組み入れたのは七一%になつております。それ

から、一方で料金が抑えられておるために、組

み入れてもなかなか進まなかつた。一方で料金が抑えられておるために、組

み入れてもなかなか進まなかつた。一方で料金が抑えられておのために、組

み入れてもなかなか進まなかつた。一方で料金が抑えられておために、組

み入れてもなかなか進まなかつた。一方で料金が抑えられておために、組</

大まかな法律になつていて、何事も税関の監督ができるという式のものを、むしろ業者の権利、義務その他をはつきりさせて近代的な業法にしよう。というだけのことでありまして、なお、その免許を持つておられる従来の方につきましては、三年間の経過規定も置きましたして、この法律自体として何ら整理とかいうようなことを考へるのではなくて、むしろ新しい衣を着ていただきたい、これだけのことを考へております。

○須藤五郎君 今度の通関業法による通関士といたしまして、それは国家試験によって選定するんでしょう。その試験の方法、内容はどういうことになるんですか。

○政府委員(細見卓君) この試験をいたしますのは、営業所にたくさん人を使っておられる、その人だけを通關士という試験を取つていただ

きたいというわけでございます。しかも、その試験の内容は、法律案の二十三條に書いておりますが、通關業者として不可欠な、通關手続の上に必

要な法律、したがいまして、関税法とか関税税率その他の通關書類

の作成要領その他といった問題、あるいはこの、そのものであります通關業法というようなこと

で、およそ税關で通關の仕事を、輸出なり輸入なりの申告なり何なりされる上にも、どうしても

知つておつていただかなければならぬ法律についての、法律あるいは実務についての知識をため

す。しかもこれは、その一営業所に一人という程度のことになりますから、したがつて、その程度のことは通關業をやつておられますから、

なあ、実際はどういうふうにやっておりますかといいますと、現在でも各税關ごとに講習その手続にはなつておりますが、実際上はこういふ

ことをやつて、相互に資質の向上をはかつておるというのが実情でございますし、なお、地方港

あるいはその他特殊な業務をやつておられて、こ

ういうふうな一般的な通關あるいは税關法につ

ての知識を必要としないような営業所等につきましては、こういう通關士を置くというようなこと

も免じておりますし、また通關士試験もしたがつて受けただく必要はないということになつております。

○須藤五郎君 業者の不安の中には、こういう不安もあると思うんですよ。いま一業者一人というお話をですがね、一営業所一人と。その一営業所一

人の人が試験を受けて落第したような場合は、どうに考えていいらっしゃるんですか。

○政府委員(細見卓君) 先ほどもちょっと申しましたように、三年間の猶予期間もございますし、非常に理屈っぽい学問のための試験というよう

を考えられます試験がそういう、何といいますか、非常に理屈っぽい学問のための試験というよう

なものじゃなくて、かなり実務を中心としたようなものであります。しかも、現在私どもが承知しております限り、通關業者、現在は税關貨物取り扱い人

と称しておりますが、ここで働いておられる従業員の学歴等を見ましても、短大卒以上が約二七%、それから高卒以上になりますと九三%など、およそ

高卒程度の学力をお持ちになれば、この程度の試験はだいじょうぶだと、かようく考えておりま

す。

○須藤五郎君 あなたの話を聞いてみると、試験は非常に形式的なもので、はなはだ權威のない

試験だということになると思うんですよ。そんなことでござりますから、試験する必要ないんじやない

ことは通關業をやつておられますから、

なあ、実際はどういうふうにやっておりますかといいますと、現在でも各税關ごとに講習その手続にはなつておりますが、実際上はこういふ

ことをやつて、相互に資質の向上をはかつておるというのが実情でございますし、なお、地方港

あるいはその他特殊な業務をやつておられて、こ

ういうふうな一般的な通關あるいは税關法につ

ての知識を必要としないような営業所等につきましては、こういう通關士を置くというようなこと

も免じておりますし、また通關士試験もしたがつて受けただく必要はないということになつております。

○須藤五郎君 もちろん、この試験にあたりましては、一部免除もございまして、長期間

にわたつてこうした業務に従事しておられる方に

つきまして、それぞれその人が経験しておられる

業務に關係ある法令の試験は省略いたしておりますが、なおこの試験そのものは先ほど申し上げましたように、そんなに理屈の上のむずかしさを求めるという試験ではございませんが、今回の改

正——前年度の改正であります

が、申告納税制度

になりましたが、

通關業務が円満に進行するためにはやはり適正な申告書が書ける程度の知識をもつた方が少なくとも一人ぐらいは営業所に持つた方が少くとも一人ぐらいは営業所に

おつてもらいたい、こういうわけござります。

○須藤五郎君 いまの答弁とさきの答弁とでは、

相当私は聞きがあると思うんですけど、さきの答弁に落第するようなことはないんだと、万々ないだ

ろうという。いまのこの業務に携わつておる人

は、ほとんど短大を卒業したり高等学校を卒業し

た人で、試験もむずかしくないし、大体みんな受

かるような試験だと、こういうふうにさつきあなたは発言されたと思う。それならば無試験でそう

いうことはやつたらどうだと、こういう私は意見

なんです。そうすると、あなたはいま言つたような意見を述べられるんですが、その間に何らか

私はその話を聞いてみると、これはたいした試験

でもない試験をして、こういう資格を与えるという

ことは、要するに試験によって大蔵省税關がはぶ

りをきかして、にらみをきかす、そういう手段と

してこういう試験制をとられるんじやないか。お

れたちの言うことを聞かぬとだめだと、試験制に

よつてそのにらみをきかして、こうという、そ

ういう考え方が非常に、先に立つてゐるんじやない

ですか。どうも私たちにはそういう感じがする

そうしてその試験制によつて通關業者をあなたた

ちがひとつ牛耳つていて、そんなことと違う

んですか。

○政府委員(細見卓君) 全く違うので、どういう

ふうにお答えしていかわかりませんが、やはり

つかまつて、それぞその人が経験しておられる

通關業といふものを新しい衣で、りっぱな業態

として確立していく過程におきましては、皆さん

にそれは通關士の試験をとつていただきたい。從

ついて十分明るい人が一人おられるというの

は、こういう知的職業においてはやはり必要なこと

でありますし、相互にそういうことによつて通

關の迅速化ということがはかるわけでございま

すので、やはり適正な申告書が書ける程度の知識

をもつた方が少くとも一人ぐらゐは営業所に

おつてもらいたい、こういうわけござります。

○須藤五郎君 先ほどもちょっと申しました

ように考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(細見卓君) お話を聞いてみると、

業員全員といふことはむずかしいと思ひます

いやしくも業として通關の仕事をやられるだけで

あり、これがやっぱり全体としての通關業者の権

威を高めるゆえんでもあろうと、先ほどもちょつ

と申し上げましたが、現状におきましてもいろいろ

と講習等をやりまして、相互に知識の向上をは

かつておることは事実でござりますが、それを一

つの資格を与えると同時に権威も与え、同時にこ

こにありますようにいろいろな権利、義務も規定

いたしまして、いわゆるプロフェッショナルとしての立場を確立したい、かようく考えております。

○須藤五郎君 まあどうも、あまり試験として権威がない試験をやるので、私たちのほうが見る

と、そんな権威のない試験なら、しないでする必要

はないんじやないかという意見があると私は思

うですがね。このいまの提案理由の説明の中に、

「その内容において現状に即さなくなつてゐる点

が少なくありません。」と、こういう点があるん

です。この「現状に即さなくなつてゐる点」とい

うのはどういう点なのか、ずっとあげてほしいと

思ふんです。

○政府委員(細見卓君) 一番大きな問題点は、お読み願つて明らかなることく、従來の法律は個人の業態を主にしてでき上がつております。したがつて、いつか申し上げましたように、現在の業者たちは大部分が法人になつておるわけで、個人

業者は数軒あるだけでござります。そういう意味

におきまして、個人を対象としたような規定の

方にはおかしいのではないか。

それからいま一つ、当時は海岸にあって税關と荷主との間の取り次ぎといふことで、その間に介在する仕事を抽象的にばく然と規定しておつたわ

けですが、現在は御承知のようにだんだん業務の

分化が行なわれまして、そういうふうにばく然と

した規定ではないわけで、機能的に分化して、この通関業者というのは税関と直接関係のある通関手続あるいはそれに伴ういろいろな貨物の移動ということに限定していきたいというわけであります。

なお、近代的な業法におきましては、免許の基準とか、あるいは業者の権利とか、あるいは業務の規制というものにつきましても、それぞれ法律的基準を明らかにして行なうというのが、近代——新しい業法の通例になつておるわけですが、これはいわば法三章で税關の監督に従うというだけになつておる。そういうことでは業者の権利を保護するゆえんにもなりませんし、また業者に対する適正な監督をするゆえんでもない。そういうところを直しているわけでござります。

○須藤五郎君 まだ質問ありますけれどもね、きょうはこれで、これに対する質問は一応ここでとめておきたいと思います。

○委員長(竹中恒夫君) 速記をとめて。

[午後三時五十分速記開始]

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。</

進展、國力の伸びるに従つて、財政力の伸びるのに従つて、これを逐次減らしていくべきいいのであって、まあいまのような行き方をあと何年か続けていいたら初めていい国民生活になるのじやないかと、私どもはそれを思つて毎年これは努力しているところでござります。

で、毎年それだけ減税をやつていながら、ちつとも減税をあんまりはだに感じないじやないかといふお話をですが、これはもう現に私どもがそうして、相当減税をやつたりですが、はだに感じないということは、全然国民の所得がふえなければまた別ですが、とにかく少しずつみんなふえてることには間違いございません。ですからもし所得があふえるのに減税をやらなかつたという場合には、これはいまの所得税の累進制から見まして、これはたいへんな税負担になるということになりますので、私が前に申しましたように、もう所得税というものは年中行事で、国民の所得があふるに従つて毎年これはやるべきものだと私も思つておりますが、毎年やつても、やはり所得があふえていけばそれに従つて税がふえてくる感じであつて、絶対値が減らないといふことから、はだに感する度合いが少ないじやないかと思いますが、これをやめたたら実際はたいへん、ちつとも減税していられないじやないかといふのですが、昭和二十四、五年ころのあの所得税の税率がいまでもつておったとしたら、これはたいへんなことになりますが、毎年やつているといふことは、これはやはりはだに感じなくとも、実際はたいへん減税政策をとつてゐることであつて、私はそういう努力の上によつやくここまで來たと。五人家族でいいますと、いまの二百何円で計算しましても三万円、月三万円という所得まで税金がかからないというところまでいま來たといふことでございまして、今後これをさらに努力して、四万なり五万なり、最低生活を上げていくといふことをすればいいのであって、いまのあれで、これが合理的か、それで食えるかといふ質問には、ちよつと食えるとも言えませんし、食えないとも答えられ

ない、こういうことだと思います。

○政府委員(塩崎潤君) 數字でございますので、ちよつと補足して御説明したいと思います。

大臣のおっしゃることで尽きるわけでございませんが、まあ確かに我が國の国民所得の水準、まだ低限も私は諸外国に比べて低いのが、いま須藤委員の御指摘の点だと思うのでござります。現実の生活水準を見ましても、これは私どものつくりました低いのでござります。それに見合つて課税最低限も私はばかにしよる、こういうふうにみなし所得がふえるのに減税をやらなかつたといふのは、消費支出金額を見ましても、まだまだこれは生十一年は平均四・〇七人の世帯人員で消費支出金額は一ヶ月当たり平均五万三千円でございます。

五人世帯で五万九千二百二十一円でございます。そういたしますと、これは六万足らずでござりまするから、消費支出金額は全国平均を見ますと五人世帯で七十二万円になると。これと課税最低限を比較してみていただきますと、まあまあそう課税最低限がふつり合ひなものではない。これは平均でござりまするから、最低生活でもございませんければ、事実ある平均的なものでござります。

○須藤五郎君 時間がないので、できるだけ短く答弁してくださいよ。

いま大臣は、七十四万円というのが憲法で保障された文化的で健康な生活に値するとは言えぬといふ意味の答弁だと思うのですよ。だから、大臣は、七十四万円はまあ大臣自身もこれが非常に低く思つておられたとしたら、これはたいへんなことになりますが、毎年やつているといふことは、これはやはりはだに感じなくとも、実際はたいへん減税していられないじやないかといふのです。これが馬鹿らしいけれども、物価が上がつてしまふと所得は上がりますよ。所得を上げたらただいい生活ができなければうそなんですよ。ところが、所得は上がつたけれども、物価が上がつてしまふと金が上がる。だから、われわれの生活は去年もこと

○政府委員(塩崎潤君) すでに衆議院大蔵委員会の横山先生の御要求で、おそらく参議院にも回っておりますが、これまでに大蔵省メニューといふ例の基準生計費の形での課税最低限の検算は御提出申し上げているつもりでございます。しかし、これは須藤委員のおっしゃつたような、たとえば被服費が幾ら、教育費が幾らといつたようなものではございません。例の国立栄養研究所の献立、これをエンゲル係数で逆算いたしまして、一つの消費支出金額をつかまえたものでございます。これから見まして、私は課税最低限はそんなに無理がない。さらにもた、先ほど申し上げましたように、現実の平均的な消費支出の金額から見ましても、十分納得できるような数字ではないか、かよう思つております。

○須藤五郎君 大蔵省は、二百五円で二千五百カロリーという数を出しているのですよ。ところが、厚生省のこれによりますと、独身男子一人の食費、去年で二百三十七円四十六銭。去年は大蔵省は百八十六円です。厚生省の検定と大蔵省の検定が五十円違うのですよ。その後厚生省のほうでは二千八百二十カロリーはじいているのですよ。ところが、大蔵省は二千五百カロリーですよ。同じ官厅でありながら、何でこんなことやるのですか。これこそ大蔵省はやつぱし税金を取ることばかり考へてゐるからこんな低い査定をするのですよ。そこに、大蔵省の態度に問題があるのじやないですか。大蔵省は物取り主義ですよ。

○政府委員(塩崎潤君) この成人男子一日二千五百カロリーの数字は、国立栄養研究所が委員会の勧告に基づきましてつくつたものでございます。私は二千八百カロリーということになつたことにつけはまだ聞いておりませんし、二百三十七円、二千八百カロリーが現在の日本人の食料費のも去年の論議の際には私は伺つたことが、ございません。須藤委員から上野の動物園の食糧費とかいうような話もございましたけれども、二百三十円、二千八百カロリーが現在の日本人の食料費のペースになると、いうふうなことはまだ至つていないのではないかと思ひます。

そこで、私は質問したい。そんなもの、七十四万円というものを自負されるならば、七十四万円の内容、明細をここに出してください。被服費が幾らで、光熱費が幾らで、住宅費が幾らで、学校費が幾らで、文化費が幾ら、食費が幾ら、全部出してくださいよ。どうや。

○須藤五郎君 これ、厚生省の資料です。去年私は、塩崎さん、馬の話をして、馬以下だ、人間をばかりにするなどいう話をしましたよ。ことしも同じことが言えるのですよ。馬は、上野動物園へ行くと、四百円。鹿が百円ですよ。人間はまん中の二百五円。人間を馬鹿扱いにしてはいるよ。せめて馬並みにというのが今日の人間のはかない希望じゃないですか。そういう扱いを人間にしておきたい。馬並みにいうと大きな顔をすべきじゃないですか。これから見ましても、課税最低限はいかに低いものであるかということが私にはつきりすると思うのですよ。だから、重ねて言いますが、私たち日本共産党は、四人家族で一百円まで今日の物価において無税にすべきだとうことを言つておるのであります。時間がありませんから、その点はもうその程度にします。

次に、政府は配偶者控除をことしから十五万円にすると、これまたいばつてはいる。そうして、配偶者控除を基礎控除と同額にして妻の座を非常に高めた、こういうふうに言つておるわけですが、妻の内職が十万円をこえたなら、この配偶者控除十五万円を差し引いてしまうのでしょうか、なくすといふのでしよう。これは一体どういふことでしょうかね。内職によって得た金にまで課税しようと、いうのでしようか、どうでしようか。日本の

主婦たちが高物価の中で家計を切り盛りするため、いかに苦しい生活をして、苦労して、子供の養育まで犠牲にして、そうしてやつておるかといふことです。ここに参考資料がござりますが、きょうの毎日新聞には詳しく内職のアンケートが出ておりますよ。みんな苦労して家計を切り盛りする。夫の収入が足りないために苦労してやつておる。こういう内職で得た金にまで課税をしようというのは、これはずいぶんひどい。

私は、選舉中方々を歩きまして、街頭演説をやりました。そうすると、おかみさんたちがたくさん集まつてくる。そのおかみさんたちのところに、演説を済ませましてから車をおりていって、ことし大蔵省は二百五円で三度のめしを食えと言つております、これ以上食う者には税金をかけると、こういうふうに言つておるが、あんたたち二百五円で三度のめしが食えるかと質問すると、みんな食えませんと言つておる。ある乾物屋さんに飛び込んで、そこのおやじさんに、夕方になるとたくさんのお客さんが見えるが、そのお客さんがどの程度の生活をしているとあなたは商売人として考えますか、二百五円でやつているように思えますかと言つたら、いや、そんなばかなことはありません、二百五円ではとてもみんなやっておりません、やれといつてもやれるかどうかわからりませんけれども、二百五円をきちんと守つて三度の食事をしておつたなら、必ずその人は栄養失调になりますよ、こういうふうにそこの主人は扶養親族の所得も合算して課税すると考へる形に立てば、これはしんしゃくせざるを得ない。その関係で十万円という限度を置いておる。こういうこんな困難な生活を守るために子供の養育を犠牲にしてまでして働いて得た内職の金に税金をかける、まさに残酷税です。これは酷税中の酷税と言わなきやならぬ。私はそう思いますよ、大臣。こういう政治をやつておるから、東京都のこの間の知事選で負けるのですよ。だから、美濃部さんが当選し、あなたたちが推した知事候補が落選した、そういうことですよ。あなたたちは大いに

この点反省しなければいけない。私は、こういう内職には課税はすべきでない、こういうふうに思いますが、大蔵大臣はどういうふうに考えますか。

○政府委員(塙瀬潤君) 内職所得という非常に技術的な点を含んでおりますので、私から前もって御説明申し上げたいと思います。

その前に、非常にしつこいようでござりますが、二千五百カロリーは先生のお考へでは一千八百二十カロリーではないか、こういうお話をございましたが、これは厚生省と私どもの考へが違わないことが先生の資料でわかりましたので、わざわざ内職で得た金にまで税金をかけられたらいんです。国民の立場に立つたら、どういうふうに考へたらいんです。国民の立場に立つたら、金持ちに何で税金を負けてやるんだ、われわれから何で内職で得た金にまで税金をかけられるのか、これは国民の立場に立つたら、どういうふうに説明すればいいんですか。だから、私は酷税中の酷税だと言うのですよ。説明つかないじゃないですか。何で金持ちからもつと金を取らないのですか、税金を。そうしてこういう人たちからはやろうとしないのですか。そこにぼくらの多くの不満がある。問題がある。大蔵大臣、これをひとつ答えてください、大臣として。

○國務大臣(水田三喜男君) 日本の税金は低所得者と高所得者の差がないんじゃないなくて、いま世界で一番差のある税制を日本でとつておる。最高は九三%まで税がかかるということをございます。が、ほかの外国にはそこまで高率の所得税といふものはないのです。というのにかかわらず、日本はそこまでやつておるということで、金持ちから税金を取らぬというような税制は現にやつておりません。

ただ、おつしやられる税の特別措置というようなものは、これはまた金持ちを助けるとか、そういうのじゃなくて、貯蓄といふものが日本経済にどういう働きをするかという、国民经济全体から見てこれを奨励する必要がある場合には、どういう税制によって奨励するかという政策的意図から出たいいろいろな減税というものは、これはまたおつしやられるものとは一緒に、同律に言えない問題でございまして、これはいまの内職といふものには税をかけるが、こつちはなぜかけないといふ比較すべきものは全然ございませんで、全然別個の要請からできた税制でございますし、決して日本の税制が金持ちは有利になつた税金とは私は考へておりません。

○須藤五郎君 どうしてですか。あなたも京都大

金をただでくれてやつておるのですよ。そうしてこの内職でやつた人に対してもこういうことをやりますが、大蔵大臣はどういうふうに考えますか。

○政府委員(塙瀬潤君) 内職所得という非常に技術的な点を含んでおりますので、私から前もって御説明申し上げたいと思います。

その前に、非常にしつこいようでござりますが、二千五百カロリーは先生のお考へでは一千八百二十カロリーではないか、こういうお話をございましたが、これは厚生省と私どもの考へが違わないことが先生の資料でわかりましたので、わざわざ内職で得た金にまで税金をかけられたらいんです。国民の立場に立つたら、金持ちに何で税金を負けてやるんだ、われわれから何で内職で得た金にまで税金をかけられるのか、これは国民の立場に立つたら、どういうふうに説明すればいいんですか。だから、私は酷税中の酷税だと言うのですよ。説明つかないじゃないですか。何で金持ちからもつと金を取らないのですか、税金を。そうしてこういう人たちからはやろうとしないのですか。そこにぼくらの多くの不満がある。問題がある。大蔵大臣、これをひとつ答えてください、大臣として。

○國務大臣(水田三喜男君) 日本の税金は低所得者と高所得者の差がないんじゃないなくて、いま世界で一番差のある税制を日本でとつておる。最高は九三%まで税がかかるということをございます。が、ほかの外国にはそこまで高率の所得税といふものはないのです。というのにかかわらず、日本はそこまでやつておるということで、金持ちから税金を取らぬというような税制は現にやつておりません。

ただ、おつしやられる税の特別措置というようなものは、これはまた金持ちを助けるとか、そういうのじゃなくて、貯蓄といふものが日本経済にどういう働きをするかという、国民经济全体から見てこれを奨励する必要がある場合には、どういう税制によって奨励するかという政策的意図から出たいいろいろな減税というものは、これはまたおつしやられるものとは一緒に、同律に言えない問題でございまして、これはいまの内職といふものには税をかけるが、こつちはなぜかけないといふ比較すべきものは全然ございませんで、全然別個の要請からできた税制でございますし、決して日本の税制が金持ちは有利になつた税金とは私は考へておりません。

○須藤五郎君 どうしてですか。あなたも京都大

学で河上先生の教育を受けた方だと思いますよ。もう少しもの見方が違つておるはずだと私は思うのですよ。あなた、五万円までの利子は、銀行預金百万円ですよ、それまでは非課税です。銀行一つでどうぞ。そうしたら、日本じゅうの金をただでくれてやつておるのですよ。そうしてこの内職でやつた人に対してはこういうことをやりますが、大蔵大臣はどういうふうに考えますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 結果として、物価の上がりを所得税の減税がカバーするということはございましても、物価が上がるから所得税を減ずるのだという関係で、所得税を減じているという

わけではありません。

○須藤五郎君 この所得税を払っている人は、いわゆるあなたたちのおっしゃる減税措置で、いわゆる物価の上がりとか公共料金の値上げというものを何らかセーブできるというふうに考えることもできるかわからないですね。あなたたちはそう考へているのじやないかと思う。ところが、所得税を払っていない人がたくさんあるわけですよ。数ははつきり私はつかんでおりませんが、その低い所得者あるいは失脚者という所得税を払っていない人、その人たちも同じ国税である間接税を負担していると思うのです、この人たちも。所得税は払っていないけれども、間接税は払っている。あなたたちは、この物価高、公共料金の値上げ、こういう問題をどう処置しようとなおっしゃるのか聞いてみたいのです。たゞこのハイライトですと七十円で、税が四十二円でしょう。砂糖はどうですか、一キログラム輸入糖だと五十九円六十八銭が税でしよう。こういうような、所得税を払わない人でもどうしても使わなければならぬような砂糖にまで、こういう税をかけるのは、所得税を減税するといつても、所得税の減税に關係をしない。こういう低所得者に対してはどういう処置をとつてこれを埋め合わせをしようとか、どういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○國務大臣(水田三喜男君) その調整を間接税でやつたらよからうという御意見であろうと思いま

すが、いまの間接税はその課税の範囲也非常に狭

いし、生活費に占める割合といふものも比較的少

ないといふ状態でございますので、間接税の目的

というのはやはり消費抑制とか、その他いろいろな目的からできておりるものでございまして、いま

の所得税を払わない人の生活を緩和するというた

めに間接税をもつて補おうといふことは、これはもう問題でございまして、間接税の税自身の筋か

らいいってそろそろものではない、別個のことか

ら、たとえば社会保障の制度のいろいろな拡充と

かそういう面から考へるべきであつて、間接税をもつてこれに対処しようということは私は非常に

適当でないというふうに思つております。

○須藤五郎君 米価、物価、公共料金の値上げなどによつて一番打撃を受けるのはだれかといえば、私は所得税を払つていない低所得者、いわゆる失脚者の連中、そういう人たちが一番大きな打撃を受ける階層だと思うのです。その階層に対しましてはそのままにしておる。何ら手を打つていませんの。それで、所得税だけで物価調整をやる、こういう意味のことと言つておるが、これで是全く筋が通らないのではないか。だから、共産党はこう言うのです、生活必需物資は全部間接税をなくしなさい、それないと解決ができないんじゃないかと。大臣にもこういう低所得者の間接税に対する解決方法というものはないと思うのです。だから、共産党は、生活必需物資は間接税はなくしてしまいかね。こういうことを言つておる。これ以外に私はないと思うのですが、ほかにいい方法がありますか、大臣。

○國務大臣(水田三喜男君) 所得税を納めない人だけに間接税をどうこうするということは技術的にいはずできませんので、あなたのおっしゃるよ

うに、間接税をやめる以外にないと思いませんが、間接税はほかの目的できておるものでございま

すので、そういう意味だったら社会保障の拡充といふようなものをもつて対処すべきでございます

し、例にあげました米というようなものは、これは米の消費者価格でございまして……

○須藤五郎君 それは間接税じゃないでしょ。

○國務大臣(水田三喜男君) 間接税じゃないでございません。もしこれを低所得者に対する対策として考

えようということでしたら、いまも政府の中でも検討しておりますが、所得別によってこの配給の

値段を考慮するかどうかといふような問題は起

りますよ。この間接税につきまして、現在直接税、間接税の比率は大体五八%と四二%、こういうふ

うなパーセントになつてゐると思います。今後この比率を変えて間接税の比重を高める方針ですか、どうですかといふ質問なんです。大臣、答えてください。

○國務大臣(水田三喜男君) 間接税はいまむしろ生活必需品以外のものに実際においてかかる

間接税の比率は大体五八%と四二%、こういうふうなパーセントになつてゐると思います。今後この比率を変えて間接税の比重を高める方針ですか、どうですかといふ質問なんです。大臣、答えてください。

○國務大臣(水田三喜男君) 間接税じゃないでございません。もしこれを低所得者に対する対策として考

えようということでしたら、いまも政府の中でも検討しておりますが、所得別によってこの配給の

値段を考慮するかどうかといふような問題は起

りますよ。この間接税につきまして、現在直接税、間接税の比率は大体五八%と四二%、こういうふ

うなパーセントになつてゐると思います。今後この比率を変えて間接税の比重を高める方針ですか、どうですかといふ質問なんです。大臣、答えてください。

○國務大臣(水田三喜男君) そういうものはある

と思いますが、全体としての比重はそういうことが実情でござりますので、間接税の比重は……

○須藤五郎君 砂糖は……。

○國務大臣(水田三喜男君) そういうものはある

と思いますが、全体としての比重はそういうことが実情でござりますので、間接税の比重は……

○須藤五郎君 間接税を上げるといふことは……。

○國務大臣(水田三喜男君) 比重を上げる。だから、間接税を上げるといふことは……。

○須藤五郎君 比重を上げるといふことは、これがたいへんなことになつてくると思うのです。そ

れでは、やはり間接税の比重が上がれば、物価は高くなると、こうしたことになるし、また、税

少ない額じゃないです。そんな額を低所得者が間接税として取られているのですよ。だから、私は大臣がいま言ったように、間接税をどうこうするといふことは非常にむずかしいとおっしゃる

金もわれわれから間接税という名によつてたくさ

ん取られる、やはり減税の方向じゃなしに、増税の方向ではないか、こうしたことになると思うのです。

そうしていまあなたがおっしゃったように、間接税を上げる方向だとおっしゃいましたが、その上で、私は所得税をやめなさい、そんな貧困な人が、低所得者がものを買に行くときには、その人にものをまるなんて、そんなばかりができますか。だれが貧困者だと証明書をつくるのですか。そんなことはできっこないですよ。だから、そうじゃなしに、生活必需物資には間接税をかけることはやめなさい。あなたたちは間接税をかけることはやめなさい。あなたたちは何をやらないといふうに、私は大臣の話を聞いておつて感じたのですが、そういうことになりませんか。

時間がありませんから、重要な質問を大臣にしますよ。この間接税につきまして、現在直接税、間接税の比率は大体五八%と四二%、こういうふうなパーセントになつてゐると思います。今後この比率を変えて間接税の比重を高める方針ですか、どうですかといふ質問なんです。大臣、答えてください。

○國務大臣(水田三喜男君) 間接税はいまむしろ生活必需品以外のものに実際においてかかる

間接税の比率は大体五八%と四二%、こういうふうなパーセントになつてゐると思います。今後この比率を変えて間接税の比重を高める方針ですか、どうですかといふ質問なんです。大臣、答えてください。

○國務大臣(水田三喜男君) そういうものはある

と思いますが、全体としての比重はそういうことが実情でござりますので、間接税の比重は……

○須藤五郎君 砂糖は……。

○國務大臣(水田三喜男君) そういうものはある

と思いますが、全体としての比重はそういうことが実情でござりますので、間接税の比重は……

○須藤五郎君 間接税を上げるといふことは……。

○國務大臣(水田三喜男君) 比重を上げる。だから、間接税を上げるといふことは……。

○須藤五郎君 比重を上げるといふことは、これがたいへんなことになつてくると思うのです。そ

れでは、やはり間接税の比重が上がれば、物価は高くなると、こうしたことになるし、また、税

十二年度、減価償却につきまして特別償却制度をつくった上に、さらに特別償却準備金制度まで創設しようとしております。これは從来の普通償却による減税、特別償却による減税に加えまして、特別償却準備金による減税、つまり三重の減税を創設の産業の大企業、特定の設備を持つ大企業だけにやろると、こういうふうにしておる。これは全く私は筋の通らない話だと思うんです。

皆さん、鉄鋼業ですね、これはここ数年笑いのとまらないほどのぼろもうけをしておるんです。八幡製鉄の例をひとつ見ますと、この間日経においてましたが、計上利益が七十億です。減価償却が百八十四億です。そのうちの特別償却が四十六億になっているんです。大手五社で計上利益は二百三十七億です。減価償却が六百七十億です。特別償却はどうかといいますと、計上利益を上回るところの二百五十億を特別償却に向けておるんです。何でこのぼろもうけをしている鉄鋼業にこんな減税をしなきゃならないんですか。これが一

またもう一つ、企業合併による減税も全く私は筋が通らない話だと思うんですね。合併によって資本金が増加するんです。税金があえるのは当然じゃないでしょ。ところが、何で逆に減税をしようというんでしょ。企業合併の場合も、合併による利益の合計が非課税です。合併によって旧会社の赤字が新会社に引き継がれば、これは減税になるんです。最後に、合併による減税といいうものがあるんです。ここでも三重の減税が行なわれることになっておるんです。

さらに、研究開発の利益を見ますならば、ここに十億の会社が一つある。一億研究費に投する、三千五百万円がこれで減税になっちゃうんですね。一億は引かれるから、九億に三五%の税金がかかる。三千五百万円の税金がここでなくなっています。これも二重三重の減税だと、こ

ういうふうに言わなければなりません。

一方では国民は高い所得税を払わされ、間接税を払わされ、さらに大企業の法人税も、独占価格のつり上げといいますか、独占価格に転嫁され、結局国民がみな負担させられるんです。このように、国民は二重にも三重にも課税を受けて、他

方、独占資本には二重三重の減税をやる、これは全く私は筋の通らない話だ、こういうふうに思いますが、大臣はこれに対してどういうふうにお考

えになりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは私どもの考え方とだいぶ違っておりますが、私どもはこうい

う特別措置というようなものを何のためにするかといったら、やはり国民経済の要請からするんだ

というふうに考えております。たとえば電力にし

る、鉄にしろ、国の基幹産業というもののコスト

が非常に高かつたら、これがその国の産業にどう

影響して、そこでつくられる品物がまた国民にどう

は相当多く見てやって、こうしなければならぬと

いうこの国民経済の中の各層の有機性、企業の有

機性というようなことから、私どもはいろいろな

論をつけて減税政策はきめているのでございまし

て、それを見ないで、この部門だけ何でこういう

特別の措置が必要かという議論にはちょっと賛成

しかねる、こういうことでござります。この何の

ためにこういうことをやるかという、これが重要

でございまして、決して理由のない大企業の応援

をすることはございません。

○須藤五郎君 あと一問だけ。去年福田さんにこ

の質問をしましたら、要するに大企業が国の富を増すものだ、だからそういう見地に立つて特別措

置はしなければならぬ、こうおっしゃいました

の富を増すものではないのか。そういう肝心の、

金の卵を生み出す人たちに課税をして、そうして

その人たちを搾取する大資本家に対してこういう

減税措置をとるということはおかしいじゃないか

くさん取らなければならぬのか。そうして国民からは何で税金をた

くさん取らなければならぬのか。

最後に一問。政府は標準世帯課税最低限を百万円に引き上げることを実現するのか、それが一

点。政府は一方で百万円に課税最低限を引き上げると言っているかと思うと、他方、国民の税負担の水準を現在より二%引き上げると言っている。

これは矛盾するのではないか、こう思いました。どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) さつき私の言いまし

たことで誤解があるといけませんから、もう一ペ

ん言つておきますが、私は、日本ではもう少し直

接税の比率を下げたい、いまのところは間接税の

ほうが比率は下がっておりますが、もう少し間接

税の比率を上げたいと考えておりますが、この間

接税を上げることが即大衆課税だということには

ならない方法はたくさんございますので、この点

は御了解を得ておきます。

それから、いまの百万円の問題ですが、これは

要するに日本経済の伸び方に関係いたしましての

接税を上げることで即大衆課税だということには

ならない方法はたくさんございますので、この点

は御了解を得ておきます。

きないと困りますので、責任を持つて言える範囲が四十五年度なら実現できるということをいま言つておる次第でござります。

○委員長(竹中信夫君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

#### 午後五時十九分散会

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、音楽、演劇等の入場税免除に関する請願(第一〇〇一号)

一、阿波丸沈没に対する賠償請求権放棄に伴う代償措置実施に関する請願(第一〇五五号)

第一〇〇一号 昭和四十二年四月二十一日受理  
音楽、演劇等の入場税免除に関する請願  
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ滋賀  
県議会議長 福谷三郎兵衛

第一〇〇一号 昭和四十二年五月一日受理  
音楽、演劇爱好者の親睦と教養を高めるための会員組織による催し物に対し、當利を目的とする一般興業と同一の課税を行なつており、国民の文化的教養の向上を阻害しているので、すみやかに、

樂、演劇爱好者の親睦と教養を高めるための会員組織による催し物に対し、當利を目的とする一般興業と同一の課税を行なつており、国民の文化的教養の向上を阻害しているので、すみやかに、

音楽、演劇等の入場税の免除措置を講ぜられたい。

第一〇五〇号 昭和四十二年五月一日受理  
公衆浴場業にかかる所得税の適正化等に関する請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇〇

二全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会内 栃倉晴二

一、公衆浴場業が健全な経営ができるようになりでございますが、これを言ってそのとおりにで

物再取得のための特別償却並びに維持管理のた

めの特別大修繕費を経費として損金計上を認め、又、店主の勤労報酬を保障せられたい。

二、公衆浴場業者のみに適用されている物価統制令に対し健全経営の保障を確立せられたい。

#### 理由

一昨年以来、全国各都市における税務署は、公衆浴場業者に対し立入検査を実施、過去三年間にさかのばる所得税の修正申告を要求している。しか

も、その調査内容は、使用水量を逆算し一人当たりの使用水量を「東京都の場合は九十二リッター」(入浴料金算定時に、一人当たり百二十リッター)として算出し、建物施設等の効率を計算し、個々の浴場の水揚げ額(総収入)を算定して修正申告額を決定して、これを業者に強要するという、現実無視の計算方式を押しつけようとしている。

現行税法は、公衆浴場の施設としての建物の再取得、並びにこれが維持管理のため、七年ないし十年に一回必要とする大修繕費等を経費として損金計上を認めていない。かくのことき税法は、全国公衆浴場の存立を否定するばかりでなく、法のもと平等公平の原則にも反する反社会的悪税法であり、戦後二十余年の物価統制令の適用に加えて、いまや、全国二万一千余の業者は壊滅寸前である。

第一〇五五号 昭和四十二年五月一日受理

阿波丸撃沈に対する賠償請求権放棄に伴う代償措置実施に関する請願

請願者 東京都千代田区内幸町一ノ三ノ一  
幸ビル一八二一阿波丸遺族会内

竹内淑子

紹介議員 青木 一男君

「阿波丸事件」関係遺族に対しては、犠牲者一人当たり七万円の見舞金が支給されたが、これだけでは第五回国会の衆議院における「政府は国内措置として本事件の犠牲者を慰藉するため適當な手段を講ずること」という決議に照らしても不十分であるから、この際遺族に対し賠償請求権放棄の代償措置をすみやかに実施するよう強く

要望する。

#### 理由

戦後二十年余、今日の日本は経済の回復発展が著しく、欧州諸国に劣らぬ国力をそなえるようになつたが、このような日本の再建に、阿波丸撃沈に対する賠償請求権の放棄が若干の役割を果たしてゐるものと考えられる。

戦後の復興に伴い、軍人恩給の復活、農地報償法の成立及び占領軍の行為による被害者に対する特別給付金の支給、海外引揚者に対し在外資産の補償等、戦後処理に対する是正措置も逐次実現しつつあるが、阿波丸事件の遺族に対しては政府に対する再三の願いにもかかわらず、いまもつてなんらの是正措置も講ぜられていない。

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

一、資産再評価法の一部を改正する法律案  
中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

二の二 第百九条の二の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

第百七条第一項第二号の二を次のように改める。

第百七条第一項第二号の二を次のように改める。

二の二 第百九条の二の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

第百七条第一項第二号の二を次のように改める。

二の二 第百九条の二の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

第百七条第一項第二号の二を次のように改める。

二の二 第百九条の二の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

第百七条第一項第二号の二を次のように改める。

二の二 第百九条の二の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

二の二 第百九条の二の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

(再評価積立金の資本準備金への組入れ)  
第一百九条の二 株式会社又は有限会社は、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において、それぞれ取締役会の決議又は取締役の過半数の決するところにより、再評価積立金の額の全部又は一部を商法第二百八十八条ノ二第一項(有限会社法(昭和四和十三年法律第七十四号)第四十六条第一項に規定する場合を含む)に規定する資本準備金(以下「資本準備金」という)として積み立て、又はこれに組み入れることができる。

法第二百八十八条ノ二第一項(有限会社法(昭和四和十三年法律第七十四号)第四十六条第一項に規定する場合を含む)に規定する資本準備金(以下「資本準備金」という)として積み立て、又はこれに組み入れることができる。ただし、第百七条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く)並びに次項第一号及び附則第六項の規定は、昭和四十三年七月一日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百七条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く)並びに次項第一号及び附則第六項の規定は、昭和四十三年七月一日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)

二 中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百三十八号)

三 再評価積立金の資本準備金への組入れに関する経過措置

4 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八条の八の規定による株式会社の再評価積立金の額の資本準備金としての積立て又は資本準備金への組入れは、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において行なうことができるものとする。この場合において、当該積立て又は組入れのための当該事業年度における再評価積立金の取扱いについて、改訂前の資産再評価法第百七条第一項第二号の二の規定は、なおその効力を有する。

5 この法律の施行前に課した、又は課すべきである。

い。

第一百二十六条第一号中「第百二条」の下に「又は第百九条の四」を加え、同条第三号中「第百七条」の下に「第一項」を加え、同条第四号中「第百八条」の下に「又は第百九条の五」を加える。

第一百二十六条第一号中「第百二条」の下に「又は第百九条の四」を加え、同条第三号中「第百七条」の下に「第一項」を加え、同条第四号中「第百八条」の下に「又は第百九条の五」を加える。



国法人に該当するノールウェーの居住者である  
法人（同法第二条第八号に規定する人格のない  
社団等を含む。以上同じ。）が次の各号に掲げ  
る所得を有する場合において、その者の法人税  
額のうち當該所得に対応する部分の金額が、當  
該各号に掲げる所得に係る収入金額に當該各号  
に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額を  
こえるときは、その者の法人税額につき、その  
こえる金額に相当する税額を軽減する。

一 第二条に規定する配当（次号の配当に該當  
するものを除く。）に係る所得 百分の十三

二 第二条ただし書に規定する配当に係る所得  
百分の八・七

三 第三条第一項に規定する利子、使用料又は  
収入に係る所得 百分の八・七

前項に規定する法人税額のうち同項に規定す  
る所得に対応する部分の金額は、當該所得の生  
じた事業年度分につき、同項の規定の適用がな  
いものとして計算した場合における法人税額に  
相當する金額から、當該所得が生じなかつたも  
のとして計算した場合における法人税額に相當  
する金額を控除して得た金額とする。  
〔配当、利子、使用料等に係る地方税の課税の  
特例〕

第六条 ノールウェーの居住者である法人に対し  
て課する次の各号に掲げる地方税については、  
その課税標準である法人税額のうち前条第一項  
各号に掲げる所得に対応する部分の金額に係る  
税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

一 道府県民税の法人税割 百分の五・八

二 市町村民税の法人税割 百分の八・九

三 都民税の法人税割 百分の十四・七

2 前項に規定するその課税標準である法人税額  
のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する  
部分の金額は、當該法人の法人税額のうち、當  
該所得に対応する部分の金額として同条第一項  
の規定により計算した金額から同条第一項の規  
定によつて軽減された金額を控除した金額とす  
る。

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所  
又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用  
を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は  
第三百二十一条の十三第一項の規定によりその  
法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割  
する場合には、當該法人税額を第一項の規定の  
適用がある部分の金額とその他の部分の金額と  
に区分して、それぞれ分割するものとする。  
〔双方居住者の取扱い〕

第七条 所得税法第二条第一項第三号に規定する  
居住者で条約第四条第二項の規定により条約の  
適用上ノールウェー王国の居住者とみなされる  
ものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び  
居所を有しないものとみなして、所得税法第十  
五条及び第十六条を除く。地方税法（道府県民  
税、市町村民税、都民税及び特別区民税に係る  
部分に限る。）及びこの法律の規定を適用する。  
〔双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに  
関する手続〕

第八条 大蔵大臣は、条約第四条第二項の合意を  
する場合又は地方公共団体が課する租税に関し  
あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づ  
いて、これをするものとする。  
〔実施規定〕

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から  
協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方  
公共団体の意見をきかなければならない。

3 第二条及び第三条中所得税法第二百三十二条第  
一項の規定に係る部分は、施行日の属する年の  
一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定  
する配当又は第三条第一項に規定する利子、使  
用料若しくは収入で施行日以後に支払われるも  
のについて適用し、施行日前に支払われる旧法  
第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又  
は利子については、なお従前の例による。  
4 第四条の規定は、施行日の属する年の一月一  
日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲  
げる所得について適用する。  
5 第五条の規定は、施行日の属する年の一月一  
日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支  
払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得に  
ついて適用する。  
6 第六条の規定は、施行日の属する年の一月一  
日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支  
払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得  
に係る法人税額を課税標準として課する道府県  
民税、市町村民税及び都民税について適用す  
る。

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行す  
る。

2 第二条及び第三条中所得税法第二百七十九条及び  
第一百七十九条の規定に係る部分は、この法律の  
規定による施行日（以下「施行日」という。）の属する  
年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に  
規定する配当又は第三条第一項に規定する利

昭和四十二年五月二十五日印刷

昭和四十二年五月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局